

平成 22 年第 3 回糸魚川市議会定例会会議録 第 1 号

平成 22 年 6 月 14 日（月曜日）

議事日程第 1 号

平成 22 年 6 月 14 日（月曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 表彰状の伝達 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 議案第 16 号 |
| 日程第 5 | 所管事項調査について |
| 日程第 6 | 港湾交通対策について |
| 日程第 7 | 糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策について |
| 日程第 8 | 議案第 61 号から同第 64 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 65 号 |
| 日程第 10 | 議案第 66 号から同第 70 号まで、議案第 73 号、議案第 74 号及び同第 79 号 |
| 日程第 11 | 議案第 75 号及び同第 76 号 |
| 日程第 12 | 議案第 71 号、議案第 72 号及び同第 77 号 |
| 日程第 13 | 議案第 78 号 |
| 日程第 14 | 請願第 4 号 |
| 日程第 15 | 議員派遣について |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 表彰状の伝達 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 議案第 16 号 |
| 日程第 5 | 所管事項調査について |
| 日程第 6 | 港湾交通対策について |
| 日程第 7 | 糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策について |
| 日程第 8 | 議案第 61 号から同第 64 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 65 号 |
| 日程第 10 | 議案第 66 号から同第 70 号まで、議案第 73 号、議案第 74 号及び同第 79 号 |
| 日程第 11 | 議案第 75 号及び同第 76 号 |

+

日程第12 議案第71号、議案第72号及び同第77号
 日程第13 議案第78号
 日程第14 請願第4号
 日程第15 議員派遣について

応招議員 26名

出席議員 26名

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君	
3番	斉	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄	
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和	
7番	田	中	立	一	君	8番	古	川	昇	
9番	久保	田	長	門	君	10番	保	坂	良	
11番	中	村	実	君	12番	大	滝	豊	君	
13番	伊	藤	文	博	君	14番	田	原	実	
15番	吉	岡	静	夫	君	16番	池	田	達	
17番	古	畑	浩	一	君	18番	五十	嵐	健	
19番	高	澤	公	君	20番	樋	口	英	一	
21番	松	尾	徹	郎	君	22番	野	本	信	行
23番	斉	藤	伸	一	君	24番	伊井	澤	一	郎
25番	鈴	木	勢	子	君	26番	新	保	峰	孝

+

+

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹	君	副市	長	本間	政一	君
総務部	長	織田	義夫	君	市民部	長	小掠	裕樹	君
産業部	長	深見	和之	君	総務課	長	田鹿	茂樹	君
企画財政課	長	吉岡	正史	君	能生事務所	長	池亀	郁雄	君
青海事務所	長	七沢	正明	君	市民課	長	斉藤	隆一	君
環境生活課	長	金平	美鈴	君	福祉事務所	長	結城	一也	君
健康増進課	長	伊奈	晃	君	交流観光課	長	滝川	一夫	君
商工農林水産課	長	金子	裕彦	君	建設課	長	早水	隆	君
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計課	副参事	佐藤	正一	君
ガス水道局長		山崎	弘易	君	消防	長	山口	明	君

+

教 育 長 竹 田 正 光 君	教育委員会教育総務課長 渡 辺 辰 夫 君
教育委員会こども課長 靄 本 修 一 君	教 育 委 員 会 生涯学習課長補佐 田 原 秀 夫 君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務 小 林 強 君	監査委員事務局長 久保田 幸 利 君

事務局出席職員

局 長 神 喰 重 信 君	次 長 小 林 武 夫 君
係 長 松 木 靖 君	

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成 22 年第 3 回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、4 番、渡辺重雄議員、20 番、樋口英一議員を指名いたします。

日程第 2 . 表彰状の伝達

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、表彰状の伝達を行います。

議員 20 年以上勤続として後藤善和議員が、10 年以上勤続として保坂良一議員、松尾徹郎議員、伊井澤一郎議員及び私、倉又 稔が、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会から表彰されておりますので、ただいまから表彰状及び記念品の伝達を行います。

○事務局長（神喰重信君）

それでは、お名前を申し上げますので、ご登壇をお願いいたします。

6 番、後藤善和議員。

〔 6 番 後藤善和君登壇 〕

〔表彰状の伝達〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 後藤善和殿。

貴方は市議会議員として２０年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第８６回定期総会にあたり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成２２年５月２６日 全国市議会議長会会長 五本幸正、代読です。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 後藤善和殿。

貴方は市議会議員として在職２０年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものとあります。

よって、第８５回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成２２年４月２２日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 五井文雄。

〔拍手〕

○事務局長（神喰重信君）

次に、１０番、保坂良一議員、ご登壇をお願いいたします。

〔１０番 保坂良一君登壇〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 保坂良一殿。

貴方は市議会議員として１０年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第８６回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成２２年５月２６日 全国市議会議長会会長 五本幸正、代読です。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 保坂良一殿。

貴方は市議会議員として在職１０年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものとあります。

よって、第８５回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成２２年４月２２日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 五井文雄、代読です。

〔拍手〕

○事務局長（神喰重信君）

次に、２１番、松尾徹郎議員、ご登壇をお願いいたします。

〔２１番 松尾徹郎君登壇〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

貴方は市議会議員として１０年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第８６回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成２２年５月２６日 全国市議会議長会会長 五本幸正、代読です。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 松尾徹郎殿。

貴方は市議会議員として在職１０年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものが
あります。

よって、第８５回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成２２年４月２２日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 五井文雄、代読です。

〔拍手〕

○事務局長（神喰重信君）

次に、２４番、伊井澤一郎議員、ご登壇をお願いいたします。

〔２４番 伊井澤一郎君登壇〕

○議長（倉又 稔君）

表彰状 糸魚川市 伊井澤一郎殿。

貴方は市議会議員として１０年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、
第８６回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成２２年５月２６日 全国市議会議長会会長 五本幸正、代読です。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 伊井澤一郎殿。

貴方は市議会議員として在職１０年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものが
あります。

よって、第８５回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成２２年４月２２日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 五井文雄、代読です。

〔拍手〕

○議長（倉又 稔君）

議長交代のため暫時休憩いたします。

午前１０時１０分 休憩

午前１０時１１分 開議

○副議長（保坂良一君）

休憩を解き会議を再開します。

○事務局長（神喰重信君）

それでは、５番、倉又 稔議員、ご登壇をお願いいたします。

〔５番 倉又 稔君登壇〕

○副議長（保坂良一君）

表彰状 糸魚川市 倉又 稔殿。

貴方は市議会議員として１０年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、
第８６回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成２２年５月２６日 全国市議会議長会会長 五本幸正。

〔拍手〕

表彰状 糸魚川市 倉又 稔殿。

貴方は市議会議員として在職１０年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。

よって、第８５回定期総会にあたり、本会表彰規程により表彰します。

平成２２年４月２２日 北信越市議会議長会会長 長岡市議会議長 五井文雄。

〔拍手〕

○副議長（保坂良一君）

表彰状の伝達を終わります。

議長交代のため暫時休憩します。

午前１０時１３分 休憩

午前１０時１４分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第３．会期の決定

+

○議長（倉又 稔君）

日程第３、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る６月７日、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

去る４月２７日及び６月７日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました平成２２年第３回市議会定例会に提出されました議案は、お手元に配付されております議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて５件、条例の制定及び一部改正について７件、契約の締結について１件、財産の取得について１件、財産の譲与について１件、市道の廃止及び認定についてそれぞれ１件、補正予算２件の計１９件であります。

協議の結果、このうち専決処分の承認を求めることについての５件につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案については、それぞれ所管の

常任委員会に付託の上、ご審査をいただくことで委員会の意見の一致をみております。

次に、追加議案についてであります。系魚川東中学校体育館の建設にかかわる契約の締結について、手続が進めば6月23日の本会議、一般質問終了後に追加提案され、所管の委員会付託の上、調査願いたいものであり、また、地方自治法の一部改正が本国会で可決されれば、市税条例の一部改正が必要となることから、これにつきましても同様に委員会付託を行い審査願いたいことで、委員会の意見の一致をみております。

本定例会の会期につきましては、本日6月14日から7月1日までの18日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元に配付の日程表をごらんいただきたいと思います。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第4号、適正規模の少人数学級実現、教員賃金改善、義務教育費国庫負担制度堅持にかかわる意見書の採択を求める請願が受理されております。本請願は、総務文教常任委員会に付託の上、審査願うことで委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告であります。総務文教、建設産業の各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の所管事項調査について、また、港湾交通対策、系魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策の各特別委員長から、中間報告をしたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、4月27日の議会運営委員会では、先例申し合わせ事項を中心に、例規集全体について確認作業を行っており、今後、回を重ねる中で取りまとめを行っていくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

+

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月1日までの18日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月1日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第4．議案第16号

○議長（倉又 稔君）

日程第４、継続審査となっております議案第１６号、糸魚川市健康づくりセンター条例の制定についてを議題といたします。

本案については閉会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

おはようございます。

平成２２年３月定例会に、市民厚生常任委員会に付託されました議案第１６号、糸魚川市健康づくりセンター条例の制定については、閉会中の４月２３日に審査が行われ、終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については、起立採決により可決であります。

この議案については３月定例会会期中の委員会で、施設の拠点性及び指定管理者制度導入に関する整理が不十分であったことから、さらに審査が必要ということで、継続審査となっていたものであります。

審査の過程における主な事項について、ご報告申し上げます。

担当課より、健康づくりセンター施設と市役所の担当部署及び地区運動教室の連携、また、直営管理方法と指定管理委託の比較、指定管理制度の導入ポイントの説明がなされました。

委員から、健康づくりセンターは平成２０年度まで保健指導の拠点でもあった。その拠点として説明の中にプールの話が出てこない。プール整備延期は同意したが、今後どのような方針なのかとの質問に対し、保健指導に関しては、当初の計画も保健師・栄養士は常駐ではなく、本庁と連携して行うこととなっていた。また、健康づくりセンターの施設について、風呂とフィットネスとプールの３点セットで拠点化を図る話を進めてきたが、今後の中期財政計画の見直しや事業の洗い出しをする中で、現在プールの整備がいつになるか返答はできない。しかし、３つの施設ができて、初めて拠点化と考え整備を進めてきた経過もあり、今後十分な検討を重ねていきたいとの答弁がなされました。

次に、運動履歴の管理については、健康づくりセンターで行うメニューと地域で行うメニューは違ってくる。ふだんは地区で運動し、たまにセンターに行く人と、センターで運動している人がたまに地域へ行くという人もいますので、地域と拠点であるセンターの整合性を図る必要がある。

また、仮に指定管理者制度を導入するならば、豊富な運動メニューを地域に普及させ、初めて拠点性を確保できるのではないかと、指定管理者と市がどのようにかわるかとの質問に対し、仮に指定管理者制度を導入した場合、運動履歴の管理や健康づくりセンターで実施する運動メニューの地区への波及などは、今後、市担当部署と指定管理者と連携、協議することにより、今後の方針な

ど細かなところを決めていきたいとの答弁がなされました。

次に、市民は普通、自宅の近くの健康づくり施設に行くと思うが、能生の温泉センターなども健康づくり施設に位置づけされている中で、市全体の健康づくりの政策で、拠点性という全体的なことについて、今後整備する健康づくりセンターとどのような位置づけになるのか。また、いろいろなメニューがあるのは理解するが、今回の施設には、さまざまなフィットネス器具も整備予定であり、若い人はフィットネス器具を使うが、大半の高齢者は器具を使うより、温泉と体をほぐすようなものが現実に合った健康づくりの位置づけではないかとの質問に対し、施策の中で位置づけとして、健康いといがわ21の6つの分野で進めるが、その1つが今回整備する施設の運動にかかわるものであり、交通手段の問題もこれからの検討課題の1つであり、多くの市民が利用できるような交通手段の確保や、施設に行けない市民のために地域に出向き運動教室を開催する予定である。また、地区運動教室はフィットネス器具を使わず、どちらかという高齢者向けの運動であり、有酸素運動や筋力トレーニングをミックスした教室を、地区で現在でも実施しているとの答弁がなされました。

次に、指定管理者の運営については、大きなポイントは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した多彩なメニューであるが、指定管理者の運営と市直営管理での運営の場合のメニューの違いは何か。また、指定管理と市直営管理での運営の大きな違いはどこかとの質問に対し、直営で管理運営する場合は、現在、市の指導者は3名であり、提供できるメニューは限られ、新たなメニューを提供できる状態ではない。

今後直営でメニュー提供するには、職員がお金と時間をかけ研修しなければならない。また、あわせて、現在実施している運動教室にも職員の増員が必要となる。その反面、指定管理者での運営は、人材が豊富で、自社での教育制度や研修制度があり、直営の場合より多彩なメニューが提供できる。

また、指定管理と市直営での運営方式で大きく違うところは人件費である。指定管理で、専門的な知識を持った人材と、行政が持っていないノウハウを保有しており、民間が運営した場合、効率的、効果的に対応できるのに比べ、市直営で運営する場合は、現状3名の市職員のほかに、新たに人材の確保が必要となってくる。

また、指定管理者制度を導入するとした場合、公募段階から市の方針として、メニューなどのソフト事業を示した上で指定管理者を公募し、決定する予定であり、健康づくりの拠点施設として、行政と一体化を図りながら、民間のノウハウを導入していきたいとの答弁がなされました。

そのほか委員より若干の質問がありましたが、特段報告する事項はありません。

なお、指定管理者制度導入の有無については、担当課と再度委員会で検討することといたしております。

以上で、市民厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔２６番 新保峰孝君登壇〕

○２６番（新保峰孝君）

議案第１６号、糸魚川市健康づくりセンター条例の制定についてであります。須沢の総合福祉センターを廃止し、糸魚川市健康づくりセンターを設置することに伴う条例制定であります。

現総合福祉センター施設は、１９７５年に建設されたもので、約３５年経過した施設であります。使えるものは使うことが大事だと思いますし、広い市域の中で健康づくりのため１カ所に大きな施設をつくっても、余り効果はないと考えるものであります。今後の厳しい財政事情の中で使えるものは使い、市民要望にできるだけこたえられるようにしていく必要があると考えます。

このような点から、議案第１６号に反対するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１６号、糸魚川市健康づくりセンター条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第５．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第５、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、総務文教常任委員会、建設産業常任委員会及び議会運営委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の５月１８日に、

１．行政改革について

（１）平成２２年度行政改革の取り組みについて

（２）第三セクター等経営健全化の取り組みについて

２．柵口温泉施設権現荘について

３．公民館制度について

の所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

行政改革について、（１）平成２２年度行政改革の取り組みについてでは、これまでの経過と、今年度の取り組みの説明が行われ、質疑に入りました。

委員からは、糸魚川市総合計画と行政改革とは一体となるべきであり、総合計画と行政改革大綱との整合性をどのように考えて行っていくのかの質問に、総合計画については、平成２３年の１０月、１１月には、後期基本計画をつくりたいと考えている。

行政改革大綱、推進計画が平成２２年度で終るので、平成２３年度から新しいものにしなければならない。これから行政改革の検証作業をして、その上で新しい大綱案、大綱推進計画を策定するが、総合計画のほうも策定作業を開始する。２３年度からの大綱の中に、総合計画と整合性を持った中で、両方きちんと整合しながら作成を行いたい。

策定期間については、行政改革大綱は２３年の当初からしなければならないので２３年の３月中に、総合計画の後期基本計画は２３年１０月ごろに策定をしたいと考えているので、半年ほどずれるが、内容的にはきちんと整合して作成したいと考えているとの答弁がありました。

次に、行政改革について、（２）第三セクター等経営健全化の取り組みについてでは、糸魚川市第三セクター等経営検討委員会の検討結果に基づき、糸魚川市の対象法人、株式会社親不知企画、株式会社能生町観光物産センター、火打山麓振興株式会社、柵口温泉権現荘について。

共通事項として、１つには、行政として検討すべき事項の最も重要な点は、行政目的のために事業そのものの存在意義の有無であり、その判断に当たっては、設立時の存在意義、存立目的に固執することなく、現時点での地域環境、市場動向を見据えた上で客観的に判断すべきである。

２つには、代表取締役社長については、常勤できる人材を民間人から招聘し、きちんとした報酬を支払った上で、職務権限や経営責任を明確にして経営に当たらせるべきであるとの検討結果の概要報告と、さらに今後の方向性についての説明を受け、直ちに質疑に入りました。

委員から、第三セクター等経営検討委員会の答申を最大限留意して、反映していくという基本姿勢であるのとらえてよいのかの問いに、第三セクター等経営検討委員会では、あくまでもこれらの施設を、外部から見た視点で検討してもらった。今後これらの施設を、糸魚川市としてどういう方向に持っていけばよいのか、第三セクターの運営をどういうふうに進めていけばよいのかを検討するのがことしの役割であり、報告書のとおりによればよいというふうには思っていないとの答弁がありました。

また、行政改革推進本部に、第三セクター等見直し作業班の設置とあるが、メンバーをどのよう

に考えているのか。第三セクターと行政だけで検討するのではなく、委員会や議会も含めた中での検討をぜひやっていただきたいがとの問いに、行財政改革推進庁内委員会を設置して、その委員会の中で作業班の方を決めていくという形になっている。だれが班員になるかというのは、まだ決まってははいない。平成23年度からの新しい行革大綱の中に、検証結果を踏まえて、ある程度の方向性を示したいと考えている。

行革大綱については、議会、委員会とキャッチボールをしながら、最終的に、22年度でまとめたいと考えている。第三セクターだけではなくて、行革全体も都度キャッチボールをしながら、まとめていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、この報告書そのものは、経営の専門家から見た報告書であって、採算性だけから見れば当然の報告なのであるが、採算が合わないからこそ、行政でやらなくてはならない仕事もある。その辺の考えはどうかの問いに、全国的に第三セクターについては、非常に市の会計にしわ寄せがきているのが実態である。それらを踏まえた中で、専門家の意見を聞きなさいということで市としても取り組んだわけである。市がこれらの施設をつくったときの経緯を除外した立場で、経営そのものを見ているので、この報告書を見ると、厳しい見方をされているわけである。

今度は行政の立場から、この施設はどうあるべきかということを考えると、これまでの経過、あるいはそれらのことを十分踏まえて、今後もやらなければならないことが出てきているので、それらを十分検討する中で、今までの経過、あるいは今後のあり方、それら全体を見ながら方向を出していかなければならないと思っている。

赤字だから、やめればどうだというような書き方もあるが、赤字でも、その地域での施設設置の目的というものがあつたわけであるので、それらが大きくずれていなければ、ある程度のものは、議会、あるいは市民の方に話をして、存続しなければならないと思っている。

ただ、市長との話の中では、市長が社長をやっているのは確かに厳しいと言われている。やはり専門の方にかわりたいという意向はあるが、これらも施設をつくったときの経緯等で、市長がそのまま社長という形でできているわけであるが、それらについても見直しをしなければならないと思っている。委員が言うとおり、制度の立ち上げのときを十分踏まえた中で、今後のあり方を検討させてもらいたいと思っているとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、柵口温泉施設権現荘については、権現荘改革プラン（再検討版）が示され、

- 1．既に住民等に提案した改革プランの骨子
- 2．住民、議会等からいただいた意見
- 3．今後の方向について

の3件が説明されました。

今後の方向については、温泉センターについては、本年度、民間への譲渡を一般公募する。譲渡の条件は今後詰めていくが、現有施設の改修は行わないものとし、入浴施設以外の活用も可とする。なお、建物は原則無償譲渡と考えているが、場合によっては有償譲渡もあり得る。

過大な施設規模を縮小するため、権現荘本館での宿泊受け入れは当面休止する。

老朽化した施設を更新し、黒字経営実現に向けて、本年度、温泉旅館専門のコンサルタントに、ゼロベースから再建プランの作成を委託したい等の説明を受けました。

委員から、権現荘は今さらコンサルタントに委託してまで、やらなくてはならないのか。23年度に指定管理にしたいと言いながら、コンサルタントの意見によっては24年なり、25年にずれ込んでいくということなのかの問いに、担当部局で経営の状況を判断しながら改革案を練ってきた。ただ、専門家によるコンサルタント業務というような経営分析は今までしていなかった。

市では権現荘への日帰り入浴の一本化ということも考えている。今現在の権現荘の経営のあり方というものを再検討して、施設のあり方、これからどういうふうにして、権現荘の健全化に向けていけばいいのかという専門的な考え方を取り入れたいということで、コンサルタントに委託していきたい。コンサルの結果によっては施設規模の見直し、施設の改修というものを最優先しなければならない場合もある。

また、住民説明会と今後の方向についての質問には、説明会では、いろいろな意見をちょうだいしたが、民間への譲渡を一般公募するということに対しては、反対意見はなかったように考えている。やはり温泉センターを閉鎖するということについて、非常に強い反対があったということである。柵口温泉について、温泉経営の専門家に経営戦略から施設の改修計画について見てもらうことについても、反対意見はなかったと認識している。できれば、この方向で進めさせてもらいたいと思っている。

来年の3月31日をもって、温泉センターを閉鎖するということと、権現荘改修、日帰り入浴料金の見直し等については、地域住民や利用者並びに当委員会のご意見を踏まえ、しばらくの間、保留扱いとし、今後の一般公募の状況等を踏まえて住民説明会を開き、皆さんと相談したいと考えている。当面は、この方向で取り組みをさせてもらいたいと考えているので、ご理解願いたいとの答弁がありました。

委員から、一般公募の開始時期はいつごろの予定なのか。原則、無償譲渡と考えているが、場合によっては有償譲渡もある。その場合というのは、ということが想定されるのかの問いに、一般公募の開始時期は、6月定例会が終わった後の7月を予定している。用途によっては、建設当時の補助金の返還もあり得る。また、風呂の源泉が権現荘と一緒にあることの問題もある。これらのことを含めて、そうした場合ということである。原則的には、無償譲渡を考えているという答弁がありました。

このほかにも多くの質疑や意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

最後に、公民館制度についてでは、公民館体制等の見直し基本方針(素案)について。

- 1．見直しの趣旨
- 2．社会教育法に基づく公民館について
- 3．地区公民館について
 - (1) 地区公民館の位置づけ
 - (2) 地区公民館の設置基準及び設置数 公民館等の系統図(案)
 - (3) 地区公民館の運営 職員配置基準(案)
- 4．新体制への移行時期
- 5．経過措置 新体制移行に伴う経過措置(案)

等の説明の後に、今後のスケジュールとして、この素案を持って6月から各地に出向き、説明会を行いたい。秋にはパブリックコメントを実施し、基本方針の策定を行いたいとの報告を受け、直ち

に質疑に入りました。

委員から、この素案について十分な調査を行い、検討していきたいので、今すぐに結論を出すことはできないので、この素案を自宅なりに持ち帰り十分内容を精査して、次回の委員会で慎重審議したいとの意見がありました。

教育長より、素案としてこれを提案させていただいたものである。委員会の承認を得た中で地域に持っていきたいと思うし、よいものにするためには、この内容を検討してもらいたいの、持ち帰っていただき、検討していただいた上で、次回に話し合いをしていただきたいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑や意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

引き続きまして、去る6月3日に委員会を開催し、公民館制度についての調査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

担当課より、公民館体制見直し協議の経過についての説明を受け、直ちに質疑に入りました。

委員より、住民説明に入る前に、素案についての市の考え方はどうなのかの質問に、公民館体制等検討委員会からの答申を尊重して、基本となる部分は、答申の趣旨をもとに基本方針の素案をつくっている。検討委員会でも、最初は公民館の現状を把握するところから始まり、それぞれの地域の現状と課題を委員会の中で認識してもらいたいというのが実情である。

基本方針については、やはり3地域の体制を統一しなければならないということを、スタートラインの1つにしたいというのが大きな趣旨である。

運営については、地域の住民の方々の自主的な運営をしていただくことによって、新しい地域づくりを進めていこうという考えであるとの答弁がありました。

糸魚川地域への説明となると、連合区長会とか地域のいろいろな組織があるが、その辺についてはとの問いに、糸魚川地域の区長会、振興会については、基本方針の素案を持って、これから説明に入らせてもらいたいとの答弁がありました。

委員より、糸魚川地区公民館館長の公民館体制の見直しに関する要望書についての説明と、資料要求がなされました。

副市長より、公民館活動の見直しについては、合併時に3市町が違ったことから、合併後、5年以内に一定の統一化をしていくということで、教育委員会を中心に、3年経過したところから取りかかり、第1回目の教育委員会の素案を出したわけであるが、その中では、うまくまとまらなかった。

そこで、この検討委員会を3地域から20人の委員により設置して、1年、2年かけて検討して答申をもらった。それに基づいて、今回、市の案ということで、この素案について説明させてもらった。

新市になり、公民館のあり方というものを、1つの統一したものにしたいということで示したものであり、従来と変わってきたのは、青海地域については、地区公民館が16館あって、それぞれ16館の館長がいて、それぞれの事業を行い、その地域の公民館活動、あるいは自治活動を一緒に行ってきたわけであるが、今度は地区公民館を4館にした中で進めていきたい。

能生地域については、従来は、それぞれの地区で行っていたわけであるが、合併当時に7つの地区公民館という体制をつくっていただいたので、7地区公民館で運営をしたい。

糸魚川については、10の地区公民館に市職員の身分の職員、あるいは市長が委嘱した館長がいたわけであるが、地域の運営委員会の雇用とし、それぞれの自主性を持って公民館を運営していけばどうかということであり、大きな転換だと思っている。

そのようなことから、糸魚川地域の地区公民館長会の要望については、職員が地区の管理運営委員会の委嘱になるわけであるので、地域によっては差が出たり、あるいは身分の取り扱いが異なることなどが懸念される。それでは困るので、市で一括して雇用してもらえないかと。それから給与についても、当然同じことが言えるわけであるので、それらを何とか待遇面も現行と同じようなもので、平均化してもらえないかということで要望があったわけである。

これについて、行政として何とか支援する方法はないかということで今検討している。ただ、基本は、それぞれの地域の方から、それぞれの地域に経営を任せて、自分たちの許容の範囲内で、その地域に合ったもので、幅広く利用できるように変えたというのが大きな転換だと思っている。

ここら辺は、それぞれの経過措置があるわけであるが、十分混乱しないように対応しなければならぬということの考えは持っているが、これらを行政で、すべて今までどおりやるということでは、それぞれ答申の意見、あるいは市の素案の考え方がもとに戻ってしまうので、今は、要望は要望として受けて、素案については、このような形で説明する中で、運営が非常に混乱するようであれば、行政としてどんな形で支援をするか、検討させてもらいたいという状況である。

いずれにしても、公民館というものは、地域の自主性に重きを置いた制度に移していきたいというのが今回の趣旨である。それぞれの地域の住民の方と連携をうまく図っていくように、働きかけをしていきたいというふうに思っているとの説明がありました。

委員から、各地域での実態に合わせ、旧体制と新体制が検討できる資料、3地域との比較検討ができる資料、旧公民館体制と新公民館体制の比較検討ができるような資料等、市民にわかりやすい説明資料を提供し、説明会を行っていただきたいということに対して、具体的な資料を作成し、地区に入って説明する中で、理解をいただけるよう努めたいとの答弁。

地区の説明に入って十分意見を聴取して、これからそれをどのように対応するかという部分を、期間も含めて考えていくかどうか聞きたいということに対して、十分な審議をとということを再三いただいているし、公民館長からの要望の中にもある。十分な意見をいただき、理解をいただいた上で、判断していきたいと思っているとの答弁。

また、激変緩和のための新体制移行に伴う経過措置（案）は、3年間で打ち切られるのか、弾力的にできないのか、地域説明で市民からの意見、要望に対するフィードバック、また、それについての取り組み方については、どのように考えているのかの質問に、地区に入ったときの意見を、どうやって対応していくかということ。それから検討の場は、どうかということであるが、まずは教育委員会の中で話をし、公民館長会議等でも話をするわけである。それから地域には、地域審議会等があるので、その中で説明するのであるが、やはりこれだけの課題があるわけであるので、いろいろの広い分野にかかわる問題も出てくるだろうと思っているので、もう少し行政側で検討し、地区から出たものをキャッチボールする。それをまた、いろいろな意見を聞いたり、審議をしてくれる場というのをもう少し内部で検討し、どういう方にやってもらうのがよいのか、そこら辺を詰めさせてもらいたいと思っているとの答弁がありました。

最後に、委員会からの意見といたしまして、各委員が要求した新旧公民館体制の比較検討資料や

公民館の歴史、スケールメリット等、市民がわかりやすい資料を用意をしていただき、25日に再度、委員会審査を行うこととし、その後に、公民館体制等見直し基本方針（素案）及び資料を持って、地域での説明会を行っていただくことといたしました。

なお、説明会終了後に、地域からの意見、要望、問題点や課題等を委員会で再度検討させていただく。経過措置を十分考慮し、期間中に第三者機関を設ける等の検討は、今後の課題とするということにいたしました。

このほかにも多くの質疑や意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会、閉会中の所管事項調査報告を終わります

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

去る平成22年5月14日午前10時より第1委員会室にて、所管事項調査を行っておりますので、経過と結果につきましてご報告申し上げます。

今回の調査につきましては、本年4月の組織改正により新設された課を中心に、所管内容がどのように変わったかの説明を受けた後、以下、所管事項調査を行っております。

(1) 道路行政について

・都市計画道路について

(2) 商工業の振興について

・市内景況調査、雇用情勢と平成22年度緊急雇用事業の概況について

(3) 農林水産業の振興と整備について

・戸別所得補償モデル対策の概要について

・中山間地等直接支払制度（第3期対策）の概要について

(4) 観光振興について

・ジオパークを中心とした観光振興について

であります。

(1) 道路行政における都市計画につきましては都市計画審議会があり、その中で用途地域の指定の見直しを行う。

主な要因としては、都市計画街路等の完成、道路の延長ということを含め、従前どおりの都市計画では、現状にそぐわなくなったということから今回見直しを図っていく。

人口増加に伴う見直しが必要となる地域もあれば、人口密集地から過疎地域となり、過去に策定されました計画道路が残っていて、開発行為にも支障を来している現状もあり、担当課では見直していきたいという説明の後、質疑に入りました。

糸魚川駅の南北自由通路の変更、これは最初から通路にできなかった理由はどういうことなのかとの質問に、この都市計画通路という概念が出てきたのが平成12年ごろで、平成15年に道路という形で都市計画決定を行った。その際には国のほうでも、まだ通路と道路の仕分けの指針があまり明確でないまま進んできたが、道路のほうが通路より制限が厳しく、さまざまな制限を受けないようにするためには、通路のほうがいいと判断した。それにあわせて、立体都決をすることによって、通路の上下を利用しやすいという利点がある。

これまでは指導する県の側でも、分ける意義があまり明確でない中、近年こういう形の中で行うということに変わったということであるとの答弁を受けております。

次に、商工業の振興についてでは、今回示された景況アンケートを見ると、昨年のリーマンショック等で非常に厳しい状況であるが、反面、有効求人倍率等の部分では、県内トップクラスという明るい材料もあるとのことだが、本年度全体の経済の見通しというのは、担当課ではどのように把握しているかとの質問に、経済動向の見通しとしては、輸出関連の製造業等を中心に、電気製品、自動車産業など底入れ感が見られる状況であり、期待感はあるものの、総じて市内の中小企業においては景気上昇の流れが、まだまだ感じられるところではなく、厳しい状況が続いており、今年度も厳しい状況が続いていくものと見ている。

市内の企業動向であるが、輸出関連の電子部品等の会社が、この3月ぐらいから仕事が出てきた。21年1月から3月にかけての垂直落下の深刻な状況からは浮上してきた。機械、電子部品、自動車関連についても、34ポイント下がったという製造業も、22年に入って少しずつ回復傾向にある。雇用調整交付金により、休業中の会社も通常に戻っているという状況もある。そういう意味では、生産指数は上がってきたとの答弁がなされました。

また、高校生の内定率100%という数字は高く評価できるが、就職者のほとんどが地元希望者なのに対し、100%こたえることができなかった。これは現状では、いたし方ないことだと思うが、逆に市内に優良企業等が進出すれば、地元の定着率が上がってくるのではないかと。

北陸新幹線が開通目前になってきた。港、新幹線、高速道路と三種の神器がそろそろ。その優位性をアピールし、企業誘致に努めるべき。今後新たな工場誘致の展開はどう考えているかとの質問に、厳しい経済状況下ではあるが、市内の雇用の場、市内の経済の活性化を目指し、企業誘致にも積極的に取り組んでいきたいとの答弁がなされました。

次に農林水産業の振興と整備につきましてでは、戸別所得補償制度について、糸魚川市で今どのぐらいの申請者があるのか。それと、この制度について各集落へ説明会をした経緯はあるかとの質

問に、加入申し込み申請については、4月21日に農家組合長会議を農協が行っているが、このときに申請書の配布、また、制度の普及等のパンフレットを配布し、出荷契約の申込期限である5月11日を提出期限として受け付け処理をしている最中であり、今現在においては、申請件数はゼロに等しい状態である。5月末までには、ある程度集約ができていると思っている。

説明会の実施については、直接市としては行っていないが、農協が行った農家組合長会議の中で市の職員も同席して、この制度の説明をし、市が制作したパンフレット等を各農家に配布する中で説明しているとの答弁に、農家組合長に説明があったというのはわかっているが、組合長がパンフレット等を持って集落へ行っても、高齢者などは理解しにくいという点がある。その対処はそのまま、期限をもって申請という形になるのかとの質問がなされ、国への申請は6月末になっており、5月末までに申請の内容をまとめ大規模農家等、面積がこれに該当しそうな方に関しては、その後、個別の対応をしていかなければならないと思っている。できれば多くの参加をもらいたいというのが市の考えなので、できるだけ漏れのないように取り扱っていきたいと考えているとの答弁がなされました。

また、直接支払制度が、前期までは46地区あるが、高齢化が進んで厳しい状況である。継続していけない地区が出てくると思うが、それについても行政で説明して推進するとともに、例えば5年間のうち3年間は継続できて、残りの2年間で継続できなかった場合に、市の負担等でお金を返さなくてもよいようにならないかとの質問に、第3ステージ、5カ年の中での継続事業であり、事業年度期間中でお手上げという状況になると全額返還ということになる。ただ、緩和された事項の中に入れば、全額返還というものはないが、一般的に継続できなくなれば返還が発生する。そうということで、高齢者集落については5年間の継続は難しいということで、集落内では検討されている状況であるとの答弁がありました。

戸別所得補償制度については課題となる点が多く、このほかにも制度が変わり過ぎてわかりづらい。国の制度でもあり、農協に任せっ放しではなく、市の職員も一緒に集落の説明会に入るべきである。以前は市の職員がついてきて、説明にも加わっていた。そうしないと市として状況が把握できないなど、質問、要望意見が多数出され、委員会としましても継続的に協議することとしています。

次に、観光振興につきましてでは、4月23日に高浪の池の池開きに出席したときに、高浪の池の施設の電力不足に困っているとのことであった。人気のあるジオサイトとして、入り込み客数も増加している。応急的に発電機を設置するなど、問題解消に積極的に取り組んでほしい。

市としての対応はどうするのかとの質問に、その件につきましては、電線経路が約2キロメートル手前で終わっている。誘客拡大、施設拡充のためには電力が必要だという要望がなされており、関係する東北電力との連絡調整、実現性があるかどうかも含めて調整に入りたいと思っている。応急的な措置ができるかについても、速やかに対応したいとの答弁がなされました。

次に、ジオパークの糸魚川大会については、どのように取り組むのかとの質問に、日本ジオパークネットワークの第1回の地方での開催を糸魚川で行うということで、8月21日土曜日の昼から臨時総会を開催して、法人化等を協議いただく。日曜日の午後1時半からは市民会館で、日本ジオパーク糸魚川大会を開催する。月曜日には現地視察等の計画である。

大会に向けて実行委員会を立ち上げ、5月24日に開催される日本ジオパークネットワークの総

会で概要等について説明し、今後、具体的に進めていきたい。さまざまな要望意見を聞きながら、今後より具体的に進めていきたいと考えているとの答弁がなされ、全国大会については、全国に糸魚川ジオパークをアピールできる機会である。地元としてお祝いするという考え方もいいが、香港と姉妹ジオパークになったこともあり、日本全国、世界へアピールする機会ととらえ、日本ではジオパークの先進地は糸魚川であるという気概を持って、効果的で、エンターテインメントなプレゼンテーションをやっていただきたいとの要望意見がなされております。

このほかジオパーク関連では、案内看板のきめ細やかな設置、駅利用者の２次交通の確保、ジオパーク大使の高橋竹山氏が行う、小室等氏作曲のジオパーク音頭の発表披露への市からの応援、また、英語、中国語など外国人対応のガイド養成、旅行社とのタイアップ、大手代理店との連携、近隣市町村との観光連携、広域での観光パンフレット共同作成、交流人口の拡大への具体的な取り組み、滞在型着地観光の推進など、さまざまな観点からの要望意見が多く出されております。

委員会といたしましては、新たに設置された交流観光課の意義も踏まえて、継続して協議していくことと決しております。

以上で、建設産業常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○１４番（田原 実君）

お尋ねします。

糸魚川駅の南北の自由通路、これが道路というような扱いを受けるということで、通路よりも道路のほうが規制が厳しいということで解釈してよろしいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

田原議員のご質問でございますが、田原議員も港湾交通の特別委員会の委員ということで、この説明は聞いていらっしゃると思っております。

そこで今のところですが、道路と通路の言い回しが、私には逆に聞こえました。道路に対して通路のほうが、規制が緩やかである。そして通路にすることによって、これは新幹線の駅、それから在来線の橋上駅舎を踏まえた南北自由通路のことを言うわけでありまして、それを道路から通路にすることによって、通路の上方、そして下方が、それぞれ利用価値が高いということの説明であります。もし私の説明が、それがもし逆であったとしたならば訂正したいと思います。道路であったものを、通路に変更するという説明を申し上げたところであります。

○１４番（田原 実君）

了解しました。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

暫時休憩します。

再開を１１時１５分といたします。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時１５分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

議会運営委員会、市外調査報告を行います。

議会運営委員会では、去る５月２５日に長岡市と柏崎市を訪問し、調査を実施しておりますので、その結果について報告いたします。

調査項目といたしましては、災害に対する議会对応についてを主要調査項目として、１点目、災害発生状況とその後の経過、２点目、議会の対応について、３点目、議会災害対応要綱策定などについて調査を行っております。

まず、長岡市は、平成１６年１０月２３日の中越地震により、死者２８人、重傷者３３７人、軽傷者２，１０１人、住宅全壊２，１９７棟、大規模半壊１，４５７棟、半壊７，０５２棟、一部損壊５万８，８３９棟と大変大きな被害を受けており、これらを教訓に危機管理災害本部を常設しております。

また、各種防災に関する資料作成、市民防災安全大学の開催、また、市民防災と子育て支援の拠点として長岡市民防災センターの建設など、防災体制の強化に向けた取り組みがなされておりました。

こうした中において議会の対応として、震災発生当初は、既存の克雪防災対策特別委員会で対応したということです。その後、議長を除く全議員により、災害復興特別対策委員会を設置し、会議及び現地視察を実施し、あわせて国の関係省庁、自民党、公明党、地元国会議員などへ要望を行うとともに、被災者生活再建支援法の改正に関する意見書の提出、さらに全国市議会議長に北信越市議会議長会として、議案、住宅応急処理制度の確立についてを提出したとのことでありました。

また、被災状況の把握、拡大が進むにつれて、各種要望が地元議員を通して直接担当部局に伝えられ、理事者の対応も困難をきわめたということです。

要望受け入れ体制の変更を行い、議会事務局を窓口に要望を出してもらい、理事者側へ届けるという統一を図ることによって、スムーズに行うということでございます。被害や復旧の進捗状況などの資料は議会事務局のファクスで、すべての議員に同時に情報を流し続けたということです。議会は、災害対策本部員としての位置づけはありませんが、災害対策本部会議に議長がオブザーバーとして出席をして、最新の情報を行政と議会が共有したということです。

ケーブルテレビの中継により情報収集とともに、議会の代表である議長の姿を見て、議員も少なからず安心をした。執行部と議会の信頼関係がしっかりと保たれ、結果として、情報伝達がスムーズにいったということです。

さらに議員は、地元の避難所に積極的にかわり、被災者の不安や心配を受けとめ、住民の思いを責任者に届けるとともに、復旧状況などの情報を求めている住民のニーズに対応してもらったとの説明を受けております。

また、長岡市においては、議会として災害対策要綱は、特段設定していないとのことでありました。

次に、柏崎についてでございますが、柏崎市は、平成19年7月16日の中越沖地震に、死者14人、重軽傷217人、軽傷者1,447人、建物被害2万8,426棟と、これもまた大変大きな被害を受けております。

災害と同時に災害対策本部を設置され、自衛隊派遣要請、防災無線による地域の被害状況や、ライフラインなどに関する情報を随時広報、また、地元コミュニティ放送局との協定により、災害放送を行っております。

議会の対応として、議長及び事務局長は、災害対策本部員として位置づけられていないが、本部の状況を見聞、また、正副議長は被害調査、復旧支援に来客される国・県機関、他市町村議会の対応に当たったということです。

議員への情報提供として、本部会に提出される被害状況や対応状況の資料をファクスにて送付を行っており、議会としては7月26日に会派代表者会議を開催し、市長に災害対策に関する要望書を提出することを決定したということです。その後、議会運営委員会を開催、8月12日、任意の災害対策協議会を立ち上げるとともに、対策協議会の小委員会として、調査や現場視察などの活動に入ったということです。議運の議決に基づき、議長が市長に臨時会の招集要請を行い、8月28日、臨時議会が開催され、中越沖地震災害対策特別委員会を設置し、正副議長を除く全議員で組織したということです。

議会として、復興に向けた要望書を総理大臣ほか担当大臣や担当部局へ提出。また、あわせて9月28日の本会議に、中越沖地震原発調査特別委員会を10名の委員で設置し、10月には議会

と市長との合同中央要望会を行い、議員 27 名参加により内閣府防災担当大臣や関係大臣、自民党、公明党のほか県選出国會議員 19 名に、議決意見書を提出したとのこととございます。これらを受けて、柏崎市議会における災害時の体制について、策定に向けて取りまとめているとの説明を受けております。

2 市議会の視察の中で、災害直後の議会の対応について意見交換を行ってまいりました。

2 市の意見では、議員からの要望については、事務局を通して対策長に提出したということとございます。災害直後は行政として、議会への報告資料を作成する時間的な余裕がないということ。会派代表者会議は、もっと早くに開催するべきであったという意見もございました。CATV の中継による情報発信は、大変有効であったというふうな意見がございました。

なお、当議会運営委員会ではその後の集約において、現在、例規集や申し合わせ事項の見直しを進めているところであり、これらの見直してとあわせて研究することとしており、災害に対する円滑な議会对応のあり方について、引き続き調整を図っていくこととしております。

以上で、議会運営委員会の市外調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第 6 . 港湾交通対策について

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

野本信行港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

野本委員長。〔22 番 野本信行君登壇〕

○22 番（野本信行君）

港湾交通対策特別委員会の中間報告をいたします。

3月定例会後、5月10日、6月9日に特別委員会を開催し、付議事件調査を行っており、その経過について報告いたします。

1つ、姫川港貨物取扱い急増に伴う整備計画の早期完成と、次期計画の調査と整備推進については、前回委員会後の経過や、22年度の事業予定が説明され、委員からは、平成21年度に比べ22年度の事業費が減額となっていることについての質疑があり、全体的に当初予算は、前年に比べ事業費が少なくなっている状況であるが、前年度は経済対策というような取り組みで、補正予算での増がかなりあったこともある。22年度については公共事業費の中でも、地方港湾に対する厳しい予算づけがされており、それらが背景にあると思っているが、その中でも姫川港は比較的予算確保をされたと感じているとの答弁がありました。

また、委員からは、政権が変わって公共事業に対する考え方が変わってきたということであるが、できるだけ計画が早期に完成し、いろんな物流が活発になるという大きな目的があるので、予算確保について行政のほうも積極的に動いていただきたいとの要望がありました。

2番目に、一般国道8号系魚川東バイパス梶屋敷から押上間の早期完成と、間脇・梶屋敷間の調査については、3月25日の国道8号系魚川東バイパス大和川・梶屋敷間開通後の状況について、現道の交通量が2割ほど減少し、バスの定時制も確保されたとの報告がなされておりました。

委員からは、今後の押上・大和川間の開通について平成26年度までを目標としているが、あと5年ほどであり、このわずかな区間に川に架かる橋、北陸本線をまたぐ陸の橋と、短い中で大がかりな工事があることから、担当課でもしっかりと計画を立てて、また議会、市民にもわかりやすく事前計画を見せてもらいたい。26年度までの完成に向けて、もう少し危機感を持って当たってほしいとの要望が出されております。

3番目は、地域高規格道路松本系魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、委員からは、ルートも決まってない状況に対し、新塩の道構想として流通、文化、教育、そういったものの中での発展と、さらには交流人口の拡大も含めて新たなプランニングを出して国に陳情していかないと、予算がつかないのではないかとといった危惧があるが、そういう点での検討はしているのかとの質疑に、白馬アルプスゴールデンルートとか、塩の道の交流とかについても説明をして、その辺も全部含めた中で松本系魚川というものをお願いしているが、なかなか決まらない。

これは最終的には国が認めるにしても、県が整備区間としての要望を強く上げないと国は認めないということでもあり、とにかく県を動かして、今の新しい政権の中で、民主党のルールに沿った中で動いていかなければならないということも含め、長野県側と調整して対処しているところで、市長からも松本系魚川に特化して、国にお願いする機会を調整しているところであるとの答弁がなされておりました。

4番目に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査研究と、大系線の活性化調査についてであります。5月10日の委員会では、4月28日に県交通政策局の坂井局長が来られて開催された市民説明会に関して、新幹線の停車本数の問題で、なぜ上越に100%停車なのか。立地的優位性は、北陸本線上にある系魚川駅のほうが有利なはずなのに、なぜ上越を優先という考え方で県は進めているのか。上越駅には100%、系魚川駅にはできる限りというのは、数字であらわせれば何%になるのか、ちゃんとした数値目標をつくって、交渉のデータづくりをやってもらいたいとの質疑に対して、現在の利便性を確保してというのがあり、今の「はくたか」でいうと往復で19本であるの

で、それプラス「北越」の乗り継ぎも、それを最低ということでプラス。したがって、1日当たり10本プラスアルファは最低確保していきたい。そのあとの上乗せが、どのくらいかということについては、おおむねの試算として1時間に1本程度、さらに、その上の目標ラインを考えていきたい、こういう答弁がありました。

また、政府・与党合意の見直しは、どういう進捗状況になっているのかとの質問に、政府・与党合意の見直しについては、県と3市連名で前原国土交通大臣に出した要望書の中にも、前政権の合意によるスキームの見直しを進めてほしいと言ってきておる。この要望は、そのまま現在も生きているわけであり、具体的な進展は出ておりませんが、県としては新幹線の貸付料を負担した割合に応じて、地方に還元してほしいということの主張もあわせ、それらが実現すれば並行在来線の維持に充てるということで、県としては現在考えているところであるとの答弁がありました。

また、6月9日の委員会では、第三セクターの設立に関する出資金についての議論が多くなされました。

委員からは、5月11日に泉田知事へ沿線3市の首長が、第三セクター早期設立を強く要望したということですが、前日に開催された当特別委員会でも特に説明はなかったが、これはどういう経過に基づいて、糸魚川市としてその時点で要望したのかという質問に対し、今までも第三セクターの設立については、早目に設立する必要があると考えていた。文書という形にまとめて要望書を出したところであるが、それを受けて県のほうではすぐにという動きが出て、実のところ当市も戸惑っているところはある。要望自体については、従来から考えていたことであり特段問題視はしていないが、議会に対して十分なる報告を欠いたのは、不手際だったと言わざるを得ない。そういう経緯がある中で出てきたものである。その後の展開についても、その時点では予測はできなかったため、特段の委員会への報告はしなかったという答弁がなされております。

また、知事からの要望を受けて、上越市、妙高市は6月議会で議案を上程しておりますが、他の2市の市長たちは、それでよいと理解したのか。糸魚川市長の補正予算の対応についての考えはどうかとの質問に対し、市としては5月21日に3市の副市長会議があり、その中で出資金の1億5,000万円に対して、3市で3,000万円という市の負担の話が出て、その内訳をどうするかという話はあった。1年間限りの提案であったことから、3,000万円については3市で持とうということになり、その負担割合をどうするかについて、当面は今の協議会の負担割合でいこうということで決めさせてもらった。

その時点にも、いつ議会に出すかという話をしたが、糸魚川市の議会では、まだこれらについて十分説明する機会がないから、説明の後に検討をしたいということで、3市の中では保留という立場をとった。

上越市、妙高市は、県の言うことに倣っていきたいという話はあったが、糸魚川は、もうしばらく結論を待ってほしいということできた。本来なら3市で足並みをそろえようということであるが、糸魚川を待っていれば上越市、妙高市の議会にも説明が困るので、それぞれの立場で話をするということで、きょうに至っている。

糸魚川市では、あくまでも議会あるいは市民に説明をした後でないと、設立についての上程は難しいと考えている。市長の考えでは、この件は市長みずから議会なり、市民に説明する責任があるので、それをしっかり理解してから、議会あるいは市民のほうに投げかけをしていきたい。その前

段の中では、まだこれらを上程する段階ではないということなので、まず、そのスタートまでに県からいろんな資料なり、説明をもらいたいということで、県に要請しておるとの答弁がありました。

今後は20億円から30億円の費用が開業までに見込まれることや、そのほとんどが人件費に当たること。その人件費に当たる派遣職員が何をするのか、全く記載、説明されていないことを踏まえた中で、行政としては、これまで事を進めてきたのかとの質問に対しては、当初、1年限りということでの話があり、その後、開業までの5カ年間の費用として25億円ぐらいの話が出てきたわけである。しかし、そこまでの話は別の話だということで協議をしてきた。1年に限り三セクの話を見せてくれということだったので、その後はしっかり県・市の負担割合を決めないと、前に進められないということでの話をしているので、その負担については、今後協議するべき話だと思っている。

ただ、三セク会社をつくってある程度の社員を配置し、5年間の間に計画事務を進めていくわけなので、それらの中では総額、人件費等が25億円くらいかかるということである。今後、その25億円の話になれば、議会、市民に説明する中で、合意のもとで進めていかなければならないと思っているとの答弁がありました。

第三セクターの設立に関して、1回目の出資を認めることは、継続的に第三セクターに参加すること、必然的に20億円から30億円の一部負担はすることになるという受けとめ方が自然だと思うがどうかとの質問には、その件については今後のことでもあり、実際に運行を始めるまでの期間も含めて将来的な計画、全体の収支が示されていない現状で、経営委員会が4日の収支試算のまとめ、7月以降の経営計画の作成、これらが決まる前に三セクを設立することについてはどうなのか、県に問いかけていたところである。それを切り離して、何とかやってくれないかというのが今回の県の提示なわけであるから、そういうことも含めると開業までの時間もそうですが、将来のことも含め説明が足りないというのが、改めて市の認識であるという答弁がなされております。

これに対して1億5,000万円の出資金と、来年度以降の20億円から30億円の出資金を別のものと考えていいのかという質問に、別のものと言ったのは、負担割合も含めて今後どうするかということであり、出資という形になるのか、補助金、あるいは負担金という手法もあることなので、今回、県としては設立を急ぐので、この部分を切り離して考えていくという県の見解である。

ただ、会社をつくって運行までとなると、今は準備段階であり、開業までの事務費なり、人件費を含めたものがかかるということが当然発生してくる。今回この出資に応じるということは、その後のそれなりの負担が、今後、収支見込みが立てられ経営計画が立てられると、おのずとそれが確定してくるので、その中で、市がどのような負担をすることになるかということを決めていくと考えているとの答弁がなされております。

委員からは、今の段階で第三セクターを設立するのではなく、第三セクター会社設立準備委員会にして、そのためのことしの分の負担金だという形で準備を行って、知事の言う第四セクターの出資者を募って来年6月に正式発足すればどうか、こういう委員からの意見も出されておりました。

次、5番目ですが、北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進については、赤レンガ車庫の解体について、赤レンガの屋根はスレートというふうに表示されているが、これは石綿等を含んでいた場合には公害の問題が発生する。その確認はどうなっているかとの質問に、工程についてはJRが

ら説明があった際に、石綿を含んでいるかと聞いたところ、石綿は含んでいないという回答をもらっていますとの答弁がなされております。

また、駅前広場に面しているほうの階段の下の利用というのは、何を考えているかとの質問には、北口駅前広場へおりていく階段の下には公衆トイレや、広場のバス停のバス待ちの方たちが休めるような待合室の設置を考えているとの答弁がありました。

このほかにも質疑が交わされておりますが、割愛させていただきます。

以上で、港湾交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長の報告のとおり了承することに決しました。

+

+

日程第7．糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策について

○議長（倉又 稔君）

日程第7、糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策についてを議題といたします。

糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

松尾徹郎糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔21番 松尾徹郎君登壇〕

○21番（松尾徹郎君）

糸魚川市一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会、中間報告を行います。

初めに、平成21年11月12日に行われました第7回特別委員会について、調査報告をいたします。

なお前段、大野区の最終処分場を現地調査し、その後、机上において調査を行いました。

初めに行政側より、9月9日開かれた第6回特別委員会以降の経過について報告を受けました。

9月14日、大野区民に対し最終処分場の状況について、特に応急対策工事の具体的内容、また、詳細調査の概要について説明を行っております。

続いて、9月30日には、本間副市長と株式会社日立製作所、尾見部長との間で、責任問題について協議が行われております。席上、日立側は、市と課題を協議しながら、会社として負担する理由のあるものについては、今後協議していきたいとの考えであります。

また、10月9日には、顧問弁護士であるあさひ新潟法律事務所の斎木弁護士に、9月30日に行われた副市長と尾見部長との協議内容について説明をし、今後の対応について協議したとの報告を受けております。

10月14日には、一般廃棄物最終処分場庁内適正化委員会を開き、弁護士に依頼した日立との今後の交渉について協議を行い、また、11月9日には応急対策・恒久対策チーム部会を開き、応急対策工事について協議を行っております。

調査における主な質疑では、日立側の責任について明確にしていきたいが、副市長と尾見部長との間でどのような協議がなされ、弁護士はどのような見解なのか、また今後、株式会社日立製作所に対し、どのような要求行動をとるのか伺うとの質疑に対し、日立は道義的責任は感じている。また、水銀が発生した点については、栗田工業と相談をしながら対応してきたので、栗田工業にも問題があるのではないかとの見解であり、道義的な責任は感じてはいるものの、具体的な回答は引き出すことができなかった。

また、水銀発生における今後の対応については、今のやり方では不安があり、2系列で新たな薬剤を投入し、設備を改修する中で対応したい。また、機械整備については、市の同意があれば日立側で負担したいとの提案があったとのことであります。

さらに大野区の最終処分場をはじめ、現在、他の処分場へも搬出しているが、これらの費用負担に対する日立側の責任については、尾見部長の段階では、数百万円程度の感触であるとのことであり、今後の対応については、弁護士と協議しているが、現在調査を鋭意進めているものの、具体的な方針が出るまでには至っていないとの答弁であります。

また、このような問題について専門知識を持った弁護士に依頼しているのかとの問いに対しては、依頼先は、あさひ新潟法律事務所の斎木弁護士であり、長年、県の市長会並びに町村会の顧問弁護士を務められ、平成19年度から糸魚川市の顧問弁護士をお願いしている方であるとの答弁であります。

次に、一般廃棄物不燃ごみの処理方法変更（案）について説明を受けております。

内容につきましては、問題が発覚して以来、上越市の中間処理施設業者で破碎分別していたが、地元セメント会社があり、プラスチックを資源化することや、雇用の確保も見込まれる点を考慮し、市内の中間処理施設で分別後、一般廃棄物処理施設設置許可を持つ業者に委託する予定であるとの説明がありました。

それに対して委員より、検討を重ねた結果、処理費用が安くなるならば理解できるが、350万円ふえるというのは納得できない。なぜこのような方法を選ぶのかとの問いに対し、地元雇用が見込まれるという点と、埋め立て処分量が減り、処分場の延命化が図られる点、さらには、焼却灰をセメント原料に再利用できる点であるとの答弁であります。

また、今後の中間処理施設、及び最終処分場をどこに求めるのかとの問いに対しては、最終処分場の建設については、地域内の廃棄物は地域内で処理することが基本であると考えただけに、最終処分場建設の必要性はあると思う。しかし、今後の詳細調査の結果を見て判断しなければならない。

まずは、埋立処分量を極力少なくするには、この方法が効率的であると考えたとの答弁であります。

次に、平成22年4月8日に行われました第8回特別委員会について報告いたします。

初めに行政側より、平成21年11月12日以降の経過報告があり、まず12月15日、株式会社日立製作所と清掃センターとの連絡会を行い、また、12月28日には、一般廃棄物適正化庁内検討委員会を開催し、応急対策工事の進捗状況等について検討しております。

1月19日には、最終処分場下の周辺道路舗装を中心とした応急対策その2工事を契約し、また、2月16日には、処分場1段目より上の周辺道路舗装工事の応急対策その3工事の契約を締結したとの報告を受けました。また、4月1日には、一般廃棄物最終処分場適正化業務委託契約、及び一般廃棄物最終処分場浸出水処理設備機能検査業務委託契約を財団法人日本環境衛生センターと契約し、4月7日には、大野区一般廃棄物最終処分場安全対策特別委員会に対し、詳細調査の結果について報告を行っております。

行政側より、以上の報告を受けた後、休憩を挟み、委員会協議会に切りかえ、財団法人日本環境衛生センターから最終処分場の現状と、詳細業務委託の結果について報告を受けました。委員会協議会終了後、休憩を挟み、引き続き委員会審査を行っております。

なお前段、委員会審査に入る前に委員より、委員会協議会における集約が提案され、全会一致で承認されましたのでご報告いたします。

主な質疑では、今後の最終処分場建設に当たっては、下流の緩斜面が適地であるかとの問いに対し、基礎地盤が5メートルから8メートルなので工事費が安価に済み、適地であるとの答弁であります。さらに、現処分場の設置について、行政側の責任は問われないかとの問いに対しては、市は県の指導のもとで設置許可が下り、建設しているわけであり問題はないとの答弁であります。その他、活発な質疑が交わされており、委員会協議会の質疑の集約としてつけ加えておきます。

引き続き、委員会調査を報告いたします。

初めに、最終処分場、及び周辺調査業務委託の結果について、行政側より説明があり、その中で水銀汚染については特に心配はないものの、地下水の状況をはじめ幾つかの課題が指摘されました。

また、現在の処分場については、これ以上埋め立てを継続することは困難であるとの見解が示されており、この結果を踏まえ、今年度は現処分場について引き続き調査と解析を行い、その結果をもとに恒久対策を検討するとの報告を受けております。

主な質疑では、現在の処分場は地すべり地帯であり、また、排水処理施設がなく、有害物質についても調整できない。また、側溝の土砂上げ等の掃除を怠っているため周辺の水が流れ込み、汚染された水が施設の外に流れ出ているが、行政側の管理に問題があるのではないか。施設管理責任について、どのように考えているのか。さらに当面の対応策と、今後、この施設を含め最終処分場をどのようにするのか。また、概算事業費も念頭に入れながら、中長期的な計画についてもぜひ検討願いたいとの質疑に対し、管理体制については、職員を2人増員し現在4人体制で、掃除その他の管理を行っている。また、指摘されている問題については、慎重に対応するべく適正化に向けての詳細結果を踏まえ、実質的な安全対策を講じたい。また、今後の処分場については、現処分場の安全対策を万全なものにし、新たな施設も検討しながら財源についても考慮に入れ、早急に結論を出したいとの答弁であります。

また、保有水が多く水処理が悪いだけに、地元民を安心させるためにも調整池を早急に設置して

ほしいと思うがとの問いに対しては、応急対策工事では、配水管も設置しており、その効果を見ながら調査結果を踏まえ、適正な調整池を設置していく必要があるとの答弁であります。

次に、株式会社日立製作所への対応について質疑が交わされております。

この件につきましては顧問弁護士に相談し、アドバイスをいただきながら、慎重に進めていきたいとの報告でありましたが、委員より、清掃センターの炭化システムは、世界初の画期的なシステムであるとの理由で導入されたわけであるが、過去数回にわたり事故が発生しており、また、当初説明を受けた性能とは違い、炭化物を商品化できないシステムではないのか。したがって、当時、糸魚川市が出した発注条件は、どのようなものであったか。そしてでき上がったものは、どのようなものであり、幾度となくたび重なるトラブルのために、どれだけ糸魚川市が迷惑をこうむったのかを伝え、明確に日立側の責任を追及してほしいとの強い要望が出ております。

なお、この炭化システムを利用しているのは、過去にフランスに同一の施設があったが、現在、利用されていないとのことであります。

最後に、一般廃棄物不燃ごみの処理方法について審査しております。

行政側より、平成21年11月12日の第7回特別委員会において提案されました、一般廃棄物不燃ごみの処理方法について、委員会で指摘された処理費用に関して検討していたところ、関係企業より、セメント需要の減少により、提案した処理方法の受け入れは困難との回答があり、やむを得ず今までと同様に、エコパーク出雲崎での処分を継続するとの報告がありました。

これに対して委員より、糸魚川市の産業廃棄物の受け入れ拒否も含め、一般廃棄物も糸魚川市内で処理できなくなっている。現在のごみ処理行政はこれでよいのか。新年度に入っても解決は一つもされていないとの意見に対し、そのとおりであると思うが、現在これらの問題を解決するべく精いっぱい努力しているので、ご理解願いたいとの答弁であります。

その他、活発な質疑が交わされております。

次に、6月4日に開催されました、第9回特別委員会についてご報告いたします。

この委員会の協議題につきましては、株式会社日立製作所への対応についてですが、さまざまなことを考慮し、慎重かつ十分な調査を行うべく秘密会としましたので、調査内容につきましては、割愛させていただきます。

以上で、第7回以降9回までの特別委員会調査、中間報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長の報告のとおり了承することに決しました。
 ここで昼食時限のため暫時休憩いたします。
 再開を午後１時といたします。

午後０時０５分 休憩

午後１時００分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第８．議案６１号から同第６４号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第８、議案６１号から同第６４号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。
 米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご苦労さまでございます。

６月市議会定例会の招集に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして専決処分の承認、条例の改正、補正予算など、１９件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に６点につき、ご報告申し上げます。

最初に、本年度の公共事業関係予算の内示状況について、ご報告申し上げます。

お手元に配付いたしました行政報告参考資料をごらんください。

まず、市営事業につきましては、２２件で概算１４億円の内示がありました。

県営事業につきましては、３８件で概算４９億４，０００万円、国の直轄事業は、４件で概算１０億１，０００万円、その他、土地改良区と森林組合は、３件で概算３，４００万円、新幹線は、長野・金沢間全体で１，７００万円の内示となっております。

なお、詳細につきましては、資料のとおりであります。補助事業の採択状況により、事業費が変更となる場合もありますので、ご了承願います。

２点目に、日本ジオパーク糸魚川大会の開催について、ご報告申し上げます。

去る５月２４日、経済産業省別館で日本ジオパークネットワークの定期総会が開催され、本年度

の事業計画、予算が承認をされました。

この中で、来る 8 月 21 日から 23 日までの間、当市において日本ジオパークネットワークの臨時総会と、日本ジオパーク糸魚川大会、ジオサイト見学会を開催することについて決定をいたしております。

特に、22 日の日本ジオパーク糸魚川大会におきましては、昨年、日本ジオパークに認定をされた 4 地域への認定証授与式をはじめ、市の花「ささゆり」の種が宇宙へ旅立つ企画に携わった有人宇宙システム株式会社、長谷川洋一さんの講演や、香港ジオパーク代表者による講演、また、武田鉄矢さんと伊藤聡子さんによりますパネルディスカッション、高橋竹山さんによる糸魚川ジオパーク音頭の演奏、子ども学迎員の取り組み紹介、これらを計画いたしております。

日本ジオパークネットワークといたしましては、第 1 回目の大会であり、市民の皆様からも多くご参加をいただき、有意義な大会にするとともに、当市の魅力を情報発信できるよう努めてまいります。

3 点目に、市街地巡回線でのノンステップバスの運行について、ご報告申し上げます。

このたび糸魚川バス株式会社において、国の地域活力基盤創造交付金事業の助成金を活用いたしまして、市内で初となるノンステップバスを導入することとなりました。

このノンステップバスは定員 33 名、座席数 18 席であり、無理なくバスへの乗りおりができるよう、道路と車体の段差を解消するとともに、車体には「ジオまる」と「ぬーな」がジオパークを紹介するラッピングもなされております。

なお、糸魚川バスが募集いたしておりましたバスの愛称につきましては、明日 15 日の出発式で公表される予定であります。市民の足として気軽にお乗りいただけるよう、一層利用促進に努めてまいります。

4 点目に、原山化成工業株式会社の工場棟再建計画につきまして、ご報告申し上げます。

昨年度 5 月 27 日の火災により、工場棟を焼失した能生工場につきまして、社長から工場の再建計画について説明を受けました。

新工場は、火災前と同程度の規模で、4 月上旬から建設に着手し、8 月末ごろの完成、稼働予定とお聞きいたしております。

また、火災後、希望退職や勤務地変更等により 6 名となっていた従業員につきましては、新たに 10 名ほど雇用を予定しているところであります。

当市内で再建いただくことは、当地域経済の活性化と地域の雇用につながりますことから、引き続き、支援をしてまいりたいと考えております。

5 点目に、北陸新幹線糸魚川駅舎の建物設計につきまして、ご報告申し上げます。

鉄道・運輸機構が発注いたしました本設計につきましては、去る 5 月 18 日、株式会社安井建築設計事務所が受注し、契約を締結いたしたところであります。

業務の概要は、駅本屋及び旅客上屋の基本設計と実施設計で、設計期間は平成 23 年 11 月までの約 18 カ月であります。

本年 11 月ころには、鉄道・運輸機構から、駅舎デザイン案が 3 点ほど示される予定であります。市民の皆様方のご意見をお聞きする中で、1 つを選定していくことといたしております。

一方、新幹線工事につきましては、高架橋工事が終盤に入り、道路上の桁架設による交通規制を

実施いたしておりますが、今後とも円滑な新幹線工事の促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、産業廃棄物最終処分場について、ご報告申し上げます。

このことにつきましては、昨年度から現況調査を実施してまいりましたが、その結果、ボーリングをいたしました1地点の井戸水から、環境基準値0.01ミリグラム/リットルを超える0.12ミリグラム/リットルの鉛が検出されました。

なお、市で検査をいたしておる地下水や水保川の水質は基準値以内であり、現時点では、処分場外への影響はないものと判断をいたしております。

また、埋立地内に、硫黄を含む廃棄物が混入している可能性が高いとの報告を受けており、原因といたしましては石こうボードなどが考えられます。

このため、地下水及び土壌の詳細調査が必要となることから、今定例会におきまして関連事業の補正予算を計上するとともに、本市といたしましても安全確保に万全を期するため、地下水や水保川の水質検査の回数をふやして、厳重な監視に努めてまいります。

なお、去る6月10日の夜、地元説明会を開催し、地元の役員や農家組合、用水組合の関係者に概要説明をさせていただいたところであります。

今後、処分場の管理運営等を協議する場といたしまして、地元農家組合、用水組合等で構成をいたします、産業廃棄物最終処分場環境保全委員会を設置することといたしました。

以上、6点につきまして、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案をいたしております議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第61号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分、議案第62号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分、議案第63号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、いずれも地方税法等の一部改正によるものであります。

議案第61号の市税条例の一部改正の主な改正点は、扶養親族の情報収集に関する根拠規定の創設や、たばこ税の税率改正等であります。

議案第62号の都市計画税条例の一部改正の主な改正点は、項ずれを修正するものであります。

議案第63号の国民健康保険税条例の一部改正の主な改正点は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額引き上げ等であります。

議案第64号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、対象業種の変更及び有効期限を延長するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長からの説明もありますので、よろしくお願い申し上げます。

おわびをさせていただきまして、訂正をさせていただきます。

ご報告の中に県営事業につきましての報告であるわけではありますが、その後段のほうで新幹線整備は長野・金沢間全体で、「1,700億円」と申し上げるところを「1,700万円」と申し上げましたので、訂正をさせていただきまして、おわびを申し上げます。「1,700億円」に訂正をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

齊藤市民課長。〔市民課長 齊藤隆一君登壇〕

○市民課長（齊藤隆一君）

議案第61号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例、議案第62号、糸魚川市都市計画条例の一部を改正する条例及び議案第63号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、ご説明いたします。本日配付の参考資料を、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、議案第61号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

専決理由につきましては、平成22年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正が、平成22年3月31日に公布されたことを受け、当市の22年度賦課に反映させるため専決処分を行ったものであります。

今回の主な改正は6項目となっており、1点目、給与所得者の扶養親族申告書の提出規定の創設、2点目、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出規定の創設、3点目、65歳未満の公的年金所得に係る所得割の徴収方法の変更、4点目、たばこ税の税率改正と手持品課税、5点目、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得、及び譲渡所得等の非課税措置の創設、6点目、上記以外の地方税法等の一部改正に伴う規定の整備であります。

3ページ中段から5ページ中段にかけまして、第24条の3の2及び第24条の3の3につきましては、扶養親族の情報収集に関する規定の創設であり、給与所得者及び公的年金受給者に係る扶養親族申告書の提出について、規定を整備するものであります。

所得税の年少扶養控除廃止によって、所得税法上では年少扶養親族の情報を収集しなくなることから、扶養親族の情報に関する現行の仕組みを維持するため、地方税法に規定することに伴う改正であります。

5ページの中段、第32条につきましては、65歳未満のものの公的年金所得に係る所得割の徴収方法を、給与から特別徴収の方法にすることができることとしたものであります。

6ページ中段、82条及び附則第16条の2につきましては、国民の健康の観点からたばこ消費を抑制するため、たばこ税の税率を製造品たばこにつきましては、1,000本につき現行3,298円を4,618円に、旧3級品の製造たばこにつきましては、1,000本につき現行1,564円を2,190円に改正するものであります。

附則第19条の2の2につきましては、個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得、及び譲渡所得等の非課税措置を創設するものであります。

7ページの中段、附則第19条の5及び附則第19条の6につきましては、法律の題名が「租税条約実施特例法」が「租税条約等実施特例法」に改正されたことに伴う規定の整備であります。

8ページをお願いします。

改正条例附則第1条では、施行期日を定めたものであり、22年4月1日から施行するものであります。

ただし、附則第19条の5及び19条の6第1項の租税条約等の改正規定につきましては、平成22年6月1日から。第82条及び附則第16条の2第1項のたばこ税等の改正規定につきまして

は、平成22年10月1日から。第24条の3の2及び24条の3の3の扶養親族申告関係の改正規定につきましては、平成23年1月1日から。附則第19条の2の2の非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等非課税措置の改正につきましては、25年1月1日から施行するものであります。

改正条例附則第2条では、市民税に関する経過措置、附則第3条では、固定資産税に関する経過措置、附則第4条では、市たばこ税に関する経過措置を定めたものであります。

次に、議案第62号、糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

専決理由につきましては同様に、平成22年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正が、平成22年3月31日に公布されたことを受け、当市の22年度賦課に反映させるため専決処分を行ったものであります。

3ページをお開きください。

附則第14項の中で、地方税における税負担軽減措置等の見直しが行われ、地方税法附則第15条に盛られた特例の廃止に伴い、項のずれが生じたことによる関連規定の整備であります。

附則第1項では、施行期日を定めたものであり、平成22年4月1日から施行するものとし、附則の第2項では、経過措置を定めたものであります。

次に、議案第63号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

専決理由につきましては、平成22年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正が、平成22年3月31日に公布されたことを受け、当市の賦課期日が平成22年4月1日であることから、専決処分を行ったものであります。

今回の主な改正点は3項目となっており、1点目、課税限度額の引き上げ、2点目、非自発的失業者に対する税額の軽減措置の創設、3点目、被扶養者に対する減免規定の特例であります。

3ページをお願いいたします。

第3条の課税額において、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を、現行の47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を、現行の12万円から13万円に引き上げるものであります。

第11条の3及び4ページの第11条の4は、倒産などで職を失った被保険者、いわゆる非自発的失業者に対する税額の軽減措置の創設であります。倒産、解雇等、事業主の都合により離職された方、あるいは期限付雇用契約の契約期間満了などにより離職された方が対象となり、軽減の内容は、前年の給与所得金額を100分の30として国民健康保険税を算定するものであります。

5ページの下段、附則第24項につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、被用者保険の加入が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その扶養者で65歳以上の方が国保加入者となったものの減免期間を、加入時から2年間としておりましたが、平成22年度以後、当分の間とするものであります。

附則第1条では、施行期日を定めたものであり、平成22年4月1日から施行するものとし、附則第22項及び23項の条約利子及び配当等に係る保険税の課税の特例については、平成22年6月1日から施行するものであり、附則第2条では、適用区分を定めたものであります。

以上で、説明を終わります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 金子裕彦君登壇〕

○商工農林水産課長（金子裕彦君）

議案第64号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

この条例は、市内への企業の新規の立地及び市内企業の市内への投資を促進するため、市がこれらの行為を行う者に対しまして、固定資産税の一部免除などを行う奨励措置等を定めた内容が規定されているものでございます。

対象業種として製造業、旅館業、ソフトウェア業などを規定しておりますが、今回の過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴いまして、ソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改正するものであります。

また、この法律に関します総務省令の改正に合わせまして、条例の有効期限を平成22年3月31日から平成23年3月31日に改正するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは専決処分ということでもありますので、この場で聞かないとわからないということでもあります。

特に議案第61号、専決処分の承認を受けることにより、市税条例の一部を改正する条例ということで、ただいま担当課長より説明といたしますが、条文の変更ということについての朗読に近いようなものであったと思いますが、これは基本的にさまざまな税制の控除、それからたばこ税の値上げ等、これは市民に対する影響というものは、どのようなものがあるのか、ご説明を願いたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

斉藤市民課長。〔市民課長 斉藤隆一君登壇〕

○市民課長（斉藤隆一君）

今ほどのご質問の件ですけれども、たばこ税の関係につきましては、10月1日から条例が施行されるということで、例えば市の歳入面で見ただけでは、およそ3,500万円ぐらいの税額の増になるという見込みでありますけれども、実際の問題として、平成18年のたばこ税の引き上げのときのことを考えてみると、必ずしも現行の喫煙されている方が、維持できるということではなくて、減ってくるというふうに思われます。それらの喫煙する方の人数の減額も見込んでおりますけれども、当初予算ベースで、今、私が申し上げた3,500万円を置いております。

このことによる今度、市民生活等への影響につきましては、今の段階ではちょっとまだ、私の段

階では申し上げることはできませんけれども、たばこ税を歳入の面から見た市の影響ということで、説明をさせていただきました。

○ 17番（古畑浩一君）

その前は、扶養親族等の申請提出とか、そこら辺の部分について。これは3回しか聞けないんで、1回目に聞いたことは全部答えてください。

○ 議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午後1時25分 休憩

午後1時26分 開議

○ 議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

斉藤市民課長。〔市民課長 斉藤隆一君登壇〕

○ 市民課長（斉藤隆一君）

今ほどの質問の関連でありますけれども、今回の市税条例の改正の関係でご提案を申し上げている中で、直接の市民への影響という部分では、やはりたばこのことが一番身近なこととして受けとめております。

ちなみに1箱のたばこで言いますと、現在300円のたばこが税で70円上がる。そうしますと小売価格でどれぐらいの値上げになるかということになりますと、100円程度という表現をしております。300円のたばこが400円程度に値上げをされるということでもありますので、このことは間もなく小売価格等も発表されるというふうに思いますけれども、あくまでも国税、地方税の合計で70円の引き上げ。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○ 17番（古畑浩一君）

それでは今第61号で説明いただきました給与所得の扶養親族申告書の提出規定の創出や、公的年金受給者の扶養親族申請書、それから65歳未満のものの公的年金にかかわる所得の徴収方法の変更等、これらについては、全く市民生活に影響ないということで理解していいんですね。

それと、たばこ税の値上げというのは、これは健康の観点から喫煙者を少なくするという名目で上げるんでしょう。何で3,500万円の増になるんですか。

大体たばこにつきましては、もともとは国の財源不足を補うために、たばこを喫煙していただきまして、その税によって国家建設の資金に充ててきたというのが、たばこ税のスタートですね。近年は、さまざまな健康増進法が誕生して、その後、要するに分煙活動に協力してくださいということで、さまざまにやってきましたが、昨今の考え方は、ほとんどが禁煙せよという考え方ですよ

ね。喫煙者も、そういったことにつきましては理解を示してきましたんですが、分煙どころか禁煙になっていくと。

よく大坂夏の陣と言いますけど、外堀埋める約束が、内堀から総堀まで全部埋められてしまって、ほとんど吸うところがなくなってしまっているという状態。さらに外で吸うなって言って、それは何の理由なんだろうかなということなんですよ。基本的には、じゃあ目の前を走る車の排気ガスが1分間に出す排気ガスと、喫煙者が吸うたばこの1本の害とは、じゃあどっちが上なんだって。密室の中で受動喫煙されるというふうなものについては、その日常性だとか、日常業務の中で悪影響があるというんなら、そこはしょうがないと思いますが、とうとう路上喫煙から外、室外、公園、敷地内なんて、全部禁煙になってきてますよね。

私は解せないのは、本当に健康に悪いなら、何でたばこなんて売るんですか。それで税金なんか取ってるんですね。1本1万円ぐらいにすりゃいいじゃないですか。これはやり方が姑息だと言うんです。売っていて、その税収は、今、糸魚川市のたばこ税は2億5,000万円あるでしょう。市民税、法人税に続く第3番目の税収ですよ、项目的には。しかも市民税や法人税は、それなりの経済対策や福祉向上等、逆に福祉的な経費の負担があるのに対して、たばこ税は全く何の手も加わらず入ってくる優良税ですよ。

国はこれは権限委譲するときに、地方に対する財源委譲の目玉として渡してきたのが、このたばこ税ですよ。しかし、国はたばこ税を地方に渡しておきながら、国がとってきた施策は、その後はたばこの禁煙運動ですよ。こんなもの地方自治体として、受け入れとっていいんですか。糸魚川市としての考え方はどうなるんですか。

それだったら前にも申し上げましたように禁煙都市宣言をやって、糸魚川市は、たばこ税は1銭ももらいませんぐらいやってくださいよ。その辺のお考えをお聞かせください。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

たばこ税の考え方は、今ほど説明をさせていただいておりますように、我々といたしましても、健康はやはり十分考えた上での考えもあるわけでありまして、喫煙される方々についても、国が認めておるものについては、やはりある程度、それに対して従っていきたいと思っておりますし、ただ、それにいたしましても今ほど言いましたように、市民の健康には十分気を使っていきたい。

そういう中での対応でございますので、この糸魚川市だけが、突出した考えというのも考えられるかもしれませんが、私といたしましては現状の段階で、進めていきたいと思っております。

また、周辺の方々についてもそういったことで、いろいろこう配慮をしなくちゃいけない部分も生まれてる部分でございますので、現在進めている状況で、いましばらく進めていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑浩一議員。

○ 17番（古畑浩一君）

もちろん国の決定したことであり、一地方議会や一自治体が反発したところで、どうにもならないということはわかります。逆らってみても、お上が決めたことですからしょうがないと。

ただ、喫煙者を代表して言うと、やはり今の現状は、もはやいじめですよ。今ほどの説明も健康の増進、健康管理のための値上げだとか言っておきながら、説明の中では3,500万円の増が見込まれるという説明で終始してますよね。しかし本当に人の体を心配するんなら、もっとそれなりのやりようもあるかと思います。完全にこれは健康増進ではなくて、財源の確保のために、取りやすいところから取るという税制の変更じゃないですか。

これ以上申し上げてもしょうがないのでやめますけれども、やはりこうした安易な値上げ、しかも本音と建前が見え隠れするような税制変更につきましては、私は本来はもう少し慎重に取り扱っていただきたいということを述べて終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第61号、専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第62号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 6 3 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 6 4 号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 9 . 議案第 6 5 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 9、議案第 6 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 6 5 号は、平成 2 1 年度一般会計補正予算の専決処分の報告についてであります。

予算の整理に伴い、歳入歳出それぞれ 8 2 9 万 6 , 0 0 0 円を減額し、総額を 3 3 0 億 2 , 8 9 7 万 8 , 0 0 0 円とするものであります。

なお、繰越明許費及び地方債の補正は、第 2 表及び第 3 表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

それでは議案第 6 5 号、平成 2 1 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

今回の補正は例年のとおり、年度末の 3 月 3 1 日付で整理補正を行ったものでありまして、第 1 条では、歳入歳出それぞれ 8 2 9 万 6 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 3 0 億

2,897万8,000円といたしたものであります。

この補正の主なものは、国からの交付金及び補助金であります地域活力基盤創造交付金、学校情報通信技術環境整備事業補助金、安全・安心な学校づくり交付金、それに国の経済対策に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金、並びに市債の充当事業の財源調整に伴う財源変更であります。

それでは、歳入歳出とも事項別明細書でご説明を申し上げます。

まず、歳出であります。今ほど説明いたしました国の補助金、交付金及び市債の変更に伴う財源変更のみのものを除いた、事業費の変更のあったものについてご説明申し上げます。

それで予算書の18、19ページをお願いいたします。

8款、土木費、2項4目、道路新設改良費の1、道路新設改良事業では、市道福来口線の用地路線測量委託料48万1,000円の追加と、市道島道大沢線改良工事負担の追加1,750万円であります。

次に、20、21ページをお願いいたします。

21の国県道改修工事負担金では、事業費の確定に伴いまして、負担金1,100万円の減額をいたすものであります。

6項5目、新幹線対策費の31、糸魚川駅駐車場等整備事業では、不動産鑑定及び事業認定申請関連の手数料で52万8,000円の減額、それから用地測量、物件調査等の委託料で96万2,000円の減額、それから駐車場用地購入費で359万4,000円の減額、並びに駐車場の物件補償1,019万3,000円の減額であります。

次に、歳入であります。12、13ページをお願いいたします。

10款1項1目1節、地方交付税の2特別交付税501万2,000円の追加は、国庫支出金、市債等の調整に伴い必要となりました一般財源に充当するための追加でございます。

14款2項の国庫補助金につきましては、それぞれの補助・交付金事業への充当調整であります。

18款1項1目1節、基金繰入金の29、地域活性化・生活対策基金繰入金21万9,000円の減額は、平成20年度に設置し、平成21年度末で廃止といたしました基金の利息額の減であります。

21款、市債3,990万円の減額につきましては、市債充当事業の財源調整に伴う減額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第2条関係でございますが、繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおりでございまして、1番の繰越明許費の追加につきましては、電算化推進事業ほか5事業7,466万9,000円であり、2の変更につきましては、道路新設改良事業ほか1事業で338万2,000円の増加となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第3条関係の地方債の補正でございますが、1、地方債の変更ににつきましては、農道整備事業ほか4事業債、及び合併特例債の限度額の変更で3,990万円の減額であります。

以上で、平成21年度の一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第６５号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

日程第１０．議案第６６号から同第７０号まで、議案第７３号、議案第７４号及び同第７９号

○議長（倉又 稔君）

日程第１０、議案第６６号から同第７０号まで、議案第７３号、議案第７４号及び同第７９号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第６６号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、議案第６７号は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでありまして、それぞれ地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員が育児休業を取得する条件を緩和するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 68 号は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてでありまして、労働基準法の改正に伴い、制限の特例に時間外勤務代休時間を追加するため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 69 号は、職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでありまして、雇用保険法の改正に伴い、引用条項の整理及び変更をするため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 70 号は、総合計画審議会条例の一部改正についてでありまして、所掌事務に国土利用計画（糸魚川市計画）を加えたいことから、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 73 号は、財産の取得についてでありまして、山ノ井保育園の移転整備に伴い、事業用地を確保いたしたいものであります。

取得面積は、5,170 平方メートル、取得予定価格は、1 億 6,462 万 3,000 円であります。

議案第 74 号は、契約の締結についてでありまして、能生生涯学習センター建築工事の工事請負契約を締結いたしたいものであります。

契約金額は、2 億 7,562 万 5,000 円で、契約の相手方は、株式会社笠原建設であります。

議案第 79 号は、平成 22 年度柵口温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 2 億 6,225,000 円を追加をし、総額 2 億 7,832 万 5,000 円といたしております。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

すみません。おわびをいたしまして、訂正をさせていただきたいと思います。

議案第 73 号の取得予定価格につきまして、「1 億 6,462 万 3,000 円」と申し上げましたが、「1 億 6,492 万 3,000 円」でございますので、ご訂正願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 11：議案第 75 号及び同第 76 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 11、議案第 75 号及び同第 76 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 7 5 号及び議案第 7 6 号は、市道の廃止及び認定についてでありまして、議案第 7 5 号は、草山線など市道 1 0 路線の廃止について、議案第 7 6 号は、薬師堂線など市道 1 2 路線の認定について、それぞれ議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 1 2 . 議案第 7 1 号、議案第 7 2 号及び同第 7 7 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 1 2、議案第 7 1 号、議案第 7 2 号及び同第 7 7 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 7 1 号は、障害者自立支援施設条例の廃止についてでありまして、好望こまくさを社会福祉法人に譲与することに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 7 2 号は、国民健康保険条例の一部改正についてでありまして、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 7 7 号は、財産の譲与についてでありまして、市所有建物であります好望こまくさを社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会に譲与いたしたいものであります。地方自治法の規定により、議会の議決をお願いいたしたいものであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 13 . 議案第 78 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 13、議案第 78 号、平成 22 年度系魚川市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 78 号は、平成 22 年度一般会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 3 億 5,366 万 6,000 円を追加をし、総額 297 億 1,566 万 6,000 円といたしております。

歳出の主なものは、2 款、総務費では、公用自動車購入費の追加、3 款、民生費では、高齢者福祉施設助成事業及び地域密着型介護老人福祉施設整備支援事業の追加であります。

4 款、衛生費では、産業廃棄物最終処分場管理費並びに整備事業の追加、6 款、農林水産業費では、県営林業開設事業及び漁港海岸保全施設整備事業の追加であります。

7 款、商工費では、柵口温泉事業特別会計繰出金及びジオパーク推進事業の追加、8 款、土木費では、道路新設改良事業及び融雪施設整備事業の追加であります。

10 款、教育費では、能生生涯学習センター整備事業及び私立幼稚園助成事業の追加、11 款、災害復旧費では、現年漁港施設災害復旧事業の追加であります。

歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、地方債の補正につきましては、第 2 表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第 14 . 請願第 4 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 14、請願第 4 号を議題といたします。

本定例会において、本日まで受理した請願は、お手元に配付の請願 1 件であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第 4 号は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 4 号は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第 15 . 議員派遣について

○議長（倉又 稔君）

日程第 15、議員派遣についてを議題といたします。

上越 3 市議会議員合同研修会、糸魚川・大町 2 市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第 160 条の規定により 26 人の議員全員を派遣いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、26 人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1 時 53 分 散会

+

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+